

別記第 5（第 17 条関係）

患者等搬送乗務員講習等の事務処理手続き

1 患者等搬送乗務員基礎講習及び適任証の交付

(1) 受講申請

イ 受講者は、講習受講申請書（様式第 25 号）により、事務所の所在地を管轄する消防長に行う。

ロ 消防長は、前イの申請があったときは、記載事項を審査し受付印を押印し受理する。

(2) 受講票等の交付

消防長は、受講申請を受理したときは、講習受講票（様式第 26 号）に講習日時、受講場所等の必要事項を記載し、申請者に交付する。

(3) 講習受講（修了）者の整理

消防長は、講習受講申請書に基づき、講習受講（修了）者名簿（様式第 27 号）を整理する。

(4) 適任証の交付

消防長は、講習修了後、講習受講（修了）者名簿を整理し、適任証を受講者に交付する。

(5) 修了者等原票の整理

消防長は、患者等搬送乗務員講習修了者等原票（様式第 28 号）を作成し、整理保存する。

2 患者等搬送乗務員定期講習

(1) 受講申請及び受講票等の交付

前記 1（1）、（2）による。

(2) 講習受講（修了）者の整理

消防長は、講習受講申請書に基づき、定期講習受講（修了）者名簿（様式第 29 号）に記載し整理する。

(3) 適任証への整理

消防長は、患者等搬送乗務員定期講習を修了した後、適任証の定期講習受講欄に講習を修了した旨を記載する。

(4) 修了者等原票の整理

消防長は、定期講習受講（修了）者名簿により患者等搬送乗務員講習修了者等原票を整理する。

3 特例適任者の補完講習及び適任証の交付

(1) 特例適任者申請

イ 特例適任者として適任証の交付を受けようとする者は、特例適任者申請書（様式第 30 号）に特例適任者と認められる資格（看護師等）を証明するものを添え、事務所の所在地を管轄する消防長に行う。

ロ 消防長は、前イの申請があったときは、記載事項を審査し受付印を押印し受理する。

(2) 適任証の交付

消防長は、申請書及び資格を証明するものにより内容を審査し、特例適認者と認めるときは、特例適任（否適任）者名簿（様式第 31 号）を整理し、適任証を交付する。ただし、第 6 条第 2 号ロに該当する者は、補完講習受講後に適任証を交付する。

(3) 修了者等原票の整理

消防長は、患者等搬送乗務員講習修了者等原票を作成し整理する。